川崎市業務委託低入札価格調査運用指針

この運用指針は、川崎市業務委託低入札価格調査取扱要領の運用に必要な事項を定める。

第１　調査基準価格の設定（要領第３条関係）

１　調査基準価格は、予定価格の３分の２を下らない範囲内で定めるものとする。ただし、川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱第２条各号に定める業務委託契約は、最低制限価格と同様の率で設定するものとする

２　調査基準価格は、予定価格を記載する書面（以下「予定価格書」という。）の下部に記載し、当該調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を「調査基準比較価格」として、併せて記載するものとする。

第２　価格失格基準の適用（要領第４条関係）

１　入札担当者は、入札執行上、価格失格基準を下回った者を失格とし、次順位者以降落札候補者が決定するまで、価格失格基準を下回った者を失格とする。

２　価格失格基準を下回った者があり、落札候補者が決定しなかった場合、当該入札は入札不調とする。

第３　落札の保留（要領第５条関係）

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札担当者は、入札者に対して落札者は後日決定する旨を告げ、「保留」を宣言する。ただし、当該入札の価格が桁違い等の明らかな錯誤によるものであるときは、その価格の入札を無効とし、調査は行わないものとする。

第４　関係職員等（要領第６条関係）

関係職員等には、職員以外の学識者等を含むものとする。

第５　調査内容（要領第７条関係）

調査は、次の内容のうち必要な項目について行うものとする。

(1)　その価格により入札した理由、入札価格の内訳書等を徴する。
(2)　手持業務の状況（対象業務付近、関連手持）
(3)　対象業務個所と入札者の地理的状況の調査（入札者の事業所、倉庫、土地）
(4)　労務者の具体的供給見通し
(5)　再委託契約予定者名、同契約予定額の提出1
(6)　過去に官公庁で履行した業務委託名、発注者
(7)　経営内容・経営状況　　取引金融機関、保証会社等へ照会
(8)　信用状態 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他
(9)　その他必要な事項

第６　再度入札の通知（要領第８条関係）

再度入札をする場合は、当該入札に参加した者に対して、再度入札を行う日時、場所を知らせるものとする。ただし、落札者としないことを決定した入札者に対しては、再度入札に参加させない旨を通知するものとする。

第７　落札の通知（要領第１０条関係）

１　最低価格入札者を落札者と決定したときは、当該最低価格入札者に対しては落札者に決定した旨を書面により通知し、その他の入札参加者に対しては落札者を決定した旨を書面又は口頭により知らせるものとする。

２　次順位者を落札者と決定したときは、落札者に対しては落札者に決定した旨を、落札者としなかった最低価格入札者に対しては落札者としないことを決定した旨とその理由を書面により通知し、その他の入札参加者に対しては落札者を決定した旨を書面又は口頭により知らせるものとする。

第８　入札参加者への周知（要領第１０条関係）

入札参加者への周知は、一般競争入札においては入札公告及び資格確認通知書に記載し、指名競争入札においては公募型指名競争入札の公表及び指名通知書に記載して行うものと

する。

附　則

この指針は、平成２３年１２月２６日から施行する。

附　則

この指針は、平成３１年１月４日から施行する。

附　則

この指針は、令和８年１１月１８日から施行する。